

# 自宅で利用するサービス

## 要介護1～5の方

### 訪問介護（ホームヘルプ）

自宅を訪問するホームヘルパー（訪問介護員）により、入浴・排せつ・食事の介助等の身体介護、掃除・洗濯・調理・買い物等の生活援助が受けられるサービスです。

#### <自己負担の目安>

身体介護 中心の利用	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	以降 30分ごと
		182円	272円	431円	631円

身体介護に 引き続き 生活援助を利用	20分以上 45分未満	45分以上 70分未満	70分以上
		73円	145円

生活援助中心の 利用	20分以上 45分未満	45分以上
		199円

◇身体介護を中心に「30分以上60分未満」利用した後に、引き続き生活援助を「20分以上45分未満」利用した場合の自己負担は504円(431円+73円)です。

※「生活援助中心の利用」を45分以上、または「身体介護に引き続き生活援助を利用」を70分以上利用する場合、自己負担額は定額となります。

※早朝や深夜など、サービスを利用する時間帯により、自己負担が1.25倍～1.5倍になります。

### 通院等乗降介助

通院時の車への乗降の介助と運転がホームヘルパー（訪問介護員）1人により行われるサービスです。

#### <自己負担の目安>

片道 108円

◇運賃は別途自己負担です

## 要支援1・2、事業対象者の方

### 横浜市訪問介護相当サービス（ホームヘルプ）

自宅を訪問するホームヘルパー（訪問介護員）により、入浴・排せつ・食事の介助等の身体介護、掃除・洗濯・調理・買い物等の生活援助が受けられるサービスです。

#### <自己負担の目安>

利用回数(1か月)	要支援1	要支援2 事業対象者
週1回程度	1,308円	1,308円
週2回程度	2,612円	2,612円
週2回を超える場合		4,145円

### 横浜市訪問型生活援助サービス

自宅を訪問する従事者（一定の研修又は入門的研修の修了者等）により、掃除・洗濯・調理・買い物等の生活援助が受けられるサービスです。

#### <自己負担の目安>

利用回数(1か月)	要支援1	要支援2 事業対象者
週1回程度	1,177円	1,177円
週2回程度	2,351円	2,351円
週2回を超える場合		3,730円

- 1 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。
- 2 報酬改定等に伴い自己負担額が変わる場合があります。

○生活援助は利用者が自分で家事をするのが難しく、家族や地域からの支援が受けられない場合などに利用できます。

○本人の日常生活の援助の範囲を超える場合は、介護給付の対象とはなりません。

例：①「直接本人の援助」に該当しない行為、例えば、家族の分の洗濯・調理・買い物・部屋の掃除、来客の応接、自家用車の洗車など

②「日常生活の援助」に該当しない行為、例えば、庭の草むしり、ペットの世話、大掃除、窓ガラス磨き、家屋の修理、ペンキ塗り、園芸、正月等のために特別な手間をかけて行う調理など

## Point

### 自己負担の目安の計算方法は？

各サービスの単位数に、横浜市の地域区分単価(右表)をかけ、1割負担の方を例として自己負担額として計算しています。

※印のサービスの「自己負担の目安」は、30日間利用した場合で、算出しています。

単位数×横浜市の地域区分単価×0.1=自己負担額

サービス種類(予防、地域密着を含む)	地域区分単価
居宅療養管理指導 福祉用具貸与	10円
通所介護 地域密着型通所介護 短期入所療養介護 ※介護老人福祉施設 ※特定施設入居者生活介護 ※認知症対応型共同生活介護 ※介護老人保健施設 ※地域密着型特定施設入居者生活介護 ※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※介護医療院	10.72円
訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	10.88円
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援	11.12円

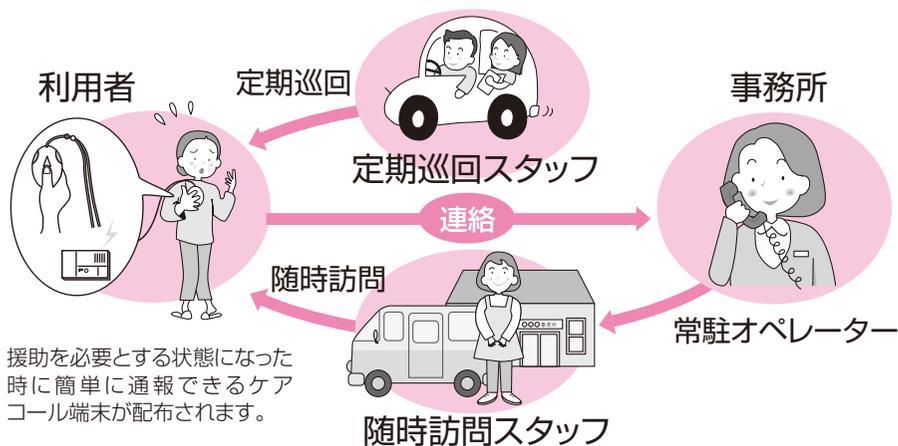
利用できるサービス

# 利用できるサービス

要介護1～5の方(要支援1・2の方は利用できません)

## 夜間対応型訪問介護 密着

夜間の定期的な巡回による訪問介護サービスに加え、随時、利用者の求めに応じて、利用者宅を訪問します。また、利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを提供します。



＜自己負担の目安＞

夜間訪問サービス(I)	オペレーションサービス	1か月 1,100円
	定期巡回サービス	1回 414円
	随時訪問サービス(I)	1回 631円

### 要介護1～5の方

#### 訪問入浴介護



看護職員と介護職員が自宅を訪問し、持参した浴槽によって、入浴の介護を行うサービスです。

＜自己負担の目安＞

1回あたり 1,408円

◇全身入浴が困難で、清拭や部分浴を利用の場合は、1回あたり1,267円です。

### 要支援1・2の方

#### 介護予防訪問入浴介護

＜自己負担の目安＞

1回あたり 952円

◇全身入浴が困難で、清拭や部分浴を利用の場合は、1回あたり857円です。

### 要介護1～5の方

#### 訪問看護

在宅療養している人で、通院が困難な場合に、主治医の指示に基づき、定期的に自宅を訪問する看護師等による、健康チェック、療養上の世話や診療の補助等を受けられるサービスです。

＜自己負担の目安＞

1回の提供時間	20分未満※1	30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	90分以上※2
サービス区分					
訪問看護ステーション	350円	524円	916円	1,255円	1,588円
病院または診療所	296円	444円	639円	939円	1,273円

※1「20分未満」は、他に週1回以上20分以上の訪問看護を実施している場合算定できます。  
 ○早朝や深夜など、サービスを利用する時間帯により、自己負担が1.25～1.5倍になります。  
 ※2 特別管理加算の対象の方で、訪問看護の所要時間を通算した時間が90分以上となるときに算定します。

### 要支援1・2の方

#### 介護予防訪問看護

在宅療養している人で、通院が困難な場合に、主治医の指示に基づき、定期的に自宅を訪問する看護師等による、健康チェック、療養上の世話や診療の補助等を受けられるサービスです。

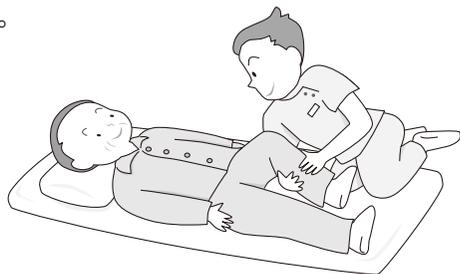
●1 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。  
 ●2 報酬改定等に伴い自己負担額が変わる場合があります。

**密着** 地域密着型サービス…地域密着型サービスは原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

要介護1～5の方

訪問リハビリテーション

在宅療養している人で、通院が困難な場合に、主治医の指示に基づき、自宅を訪問した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による、リハビリテーションを受けられるサービスです。



<自己負担の目安>

1回あたり 336円

◇利用にあたってリハビリテーション実施計画が作成され、集中的にリハビリが行われた場合は、1回あたり218円加算されます。

要支援1・2の方

介護予防訪問リハビリテーション

在宅療養している人で、通院が困難な場合に、主治医の指示に基づき、自宅を訪問した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による、リハビリテーションを受けられるサービスです。



<自己負担の目安>

1回あたり 325円

◇利用にあたってリハビリテーション実施計画が作成され、集中的にリハビリが行われた場合は、1回あたり218円加算されます。

要介護1～5の方

居宅療養管理指導

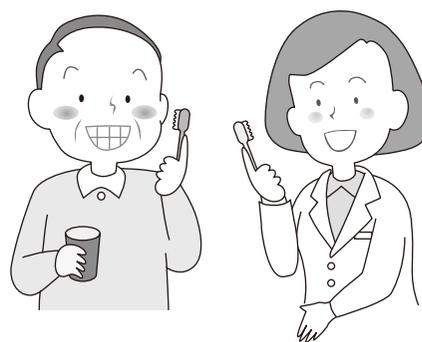
在宅療養している人で、通院が困難な場合に、自宅を訪問した医師、歯科医師、薬剤師等による、療養上の管理や指導、助言等を受けられるサービスです。また、ケアマネジャーに対し、ケアプラン策定に必要な情報提供が行われます。



要支援1・2の方

介護予防居宅療養管理指導

在宅療養している人で、通院が困難な場合に、自宅を訪問した医師、歯科医師、薬剤師等による、療養上の管理や指導、助言等を受けられるサービスです。また、地域包括支援センター等に対し、ケアプラン策定に必要な情報提供が行われます。



自己負担の目安

利用回数	医師	歯科医師	医療機関の薬剤師	薬局の薬剤師	管理栄養士	歯科衛生士等
1回あたり	515円	517円	566円	518円	545円	362円
単一建物居住者 2～9人の場合	487円	487円	417円	379円	487円	326円
利用限度回数	月2回	月2回	月2回	※月4回	月2回	月4回

※がん末期の方、または中心静脈栄養を受けている方については、週2回月8回まで算定できます。

- 1 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。
- 2 報酬改定等に伴い自己負担額が変わる場合があります。

利用できるサービス

# 施設に通い(泊り)利用するサービス

## 要介護1~5の方

### 通所介護(デイサービス)

定員19人以上のデイサービス事業所へ通い、機能訓練や健康チェック、入浴・食事その他の日常生活上の介護を受けられるサービスです。

#### <自己負担の目安>

1日あたり	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
8時間以上 9時間未満	718円	848円	981円	1,116円	1,252円



◇通常規模の通所介護事業所を8時間以上9時間未満利用した場合の目安です。(送迎サービスの費用は含まれています。)

◇このほか、栄養改善サービスや口腔機能向上サービスなどを利用した場合に加算があります。

## 要支援1・2、事業対象者の方

### 横浜市通所介護相当サービス(デイサービス)

デイサービス事業所へ通い、機能訓練や健康チェック、入浴・食事その他の日常生活上の介護を受けられるサービスです。



#### <自己負担の目安>

利用回数(1か月)	要支援1	要支援2 事業対象者
週1回程度	1,928円	1,928円
週2回程度	/	3,882円



◇送迎サービスや入浴サービスの費用は含まれます。

◇このほか、栄養改善サービスや口腔機能向上サービスなどを利用した場合に加算があります。

### 地域密着型通所介護(デイサービス) 密着

定員18人以下のデイサービス事業所へ通い、機能訓練や健康チェック、入浴・食事その他の日常生活上の介護を受けられるサービスです。

#### <自己負担の目安>

1日あたり	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
8時間以上 9時間未満	840円	992円	1,150円	1,308円	1,464円



◇8時間以上9時間未満利用した場合の目安です。(送迎サービスの費用は含まれています。)

◇このほか、栄養改善サービスや口腔機能向上サービスなどを利用した場合には加算があります。

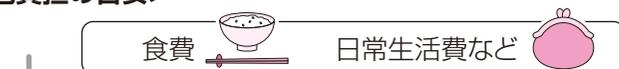
## 要介護1~5の方(要支援1・2の方は利用できません)

### 療養通所介護 密着

難病等を有する重介護者やがん末期により、常に看護師による観察が必要な方を対象に、機能訓練や健康チェック、入浴・食事その他の日常生活上の介護を受けられるサービスです。

#### <自己負担の目安>

1月あたり	(区分なし)
	13,706円



◇身体状態により利用できる方が限られます。

- 1 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。
- 2 報酬改定等に伴い自己負担額が変わる場合があります。

密着 地域密着型サービス…地域密着型サービスは原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

要介護1～5の方

認知症対応型通所介護 密着

認知症の方を対象に、少人数で家庭的な雰囲気の中、入浴や食事の介助、機能訓練やレクリエーションなどを受けられるデイサービスです。

<自己負担の目安>

1日あたり8時間以上9時間未満

要介護1	1,117円
要介護2	1,237円
要介護3	1,358円
要介護4	1,482円
要介護5	1,602円

食費 

日常生活費、オムツ代など 

要支援1・2の方

介護予防認知症対応型通所介護 密着

認知症の方を対象に、少人数で家庭的な雰囲気の中、入浴や食事の介助、機能訓練やレクリエーションなどを受けられるデイサービスです。

<自己負担の目安>

1日あたり8時間以上9時間未満

要支援1	967円
要支援2	1,079円

食費 

日常生活費、オムツ代など 

- ◇単独型認知症対応型通所介護事業所を8時間以上9時間未満利用した場合の目安です。(送迎サービスの費用は含まれています。)
- ◇このほか、栄養改善サービスや口腔機能向上サービスなどを利用した場合に加算があります。

要介護1～5の方

通所リハビリテーション(デイケア)

心身の機能の維持・向上のために主治医が必要と認める場合、介護老人保健施設、病院・診療所等へ通い、リハビリテーションや入浴・食事等の日常生活上の介護を受けられるサービスです。



<自己負担の目安>

1日あたり	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
7時間以上8時間未満	829円	983円	1,138円	1,322円	1,501円

食費  日常生活費など 

- ◇通常規模の通所リハビリテーション事業所を7時間以上8時間未満利用した場合の目安です。(送迎サービスの費用は含まれています。)
- ◇このほか、リハビリテーション実施計画により、短期間に集中的なリハビリを行った場合や、栄養改善サービスや口腔機能向上サービスなどを利用した場合に加算があります。

要支援1・2の方

介護予防通所リハビリテーション

心身の機能の維持・向上のために主治医が必要と認める場合、介護老人保健施設、病院・診療所等へ通い、リハビリテーションや入浴・食事等の日常生活上の介護を受けられるサービスです。

利用料は1か月単位の定額料金で、利用できる事業所は1か所のみです。

<自己負担の目安>

1か月あたり	共通的サービス	栄養改善加算	口腔機能向上加算
要支援1	2,468円	218円	169円
要支援2	4,600円	218円	169円

食費  日常生活費など 

- ◇「送迎サービス」や「入浴サービス」の費用は共通的サービスに含まれます。

- 1 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。
- 2 報酬改定等に伴い自己負担額が変わる場合があります。

**密着** 地域密着型サービス…地域密着型サービスは原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

利用できるサービス

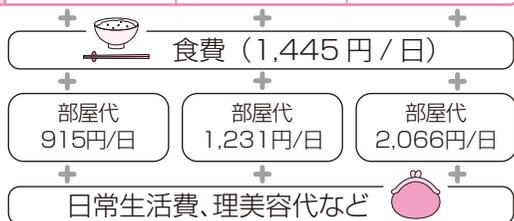
要介護1～5の方

短期入所生活介護  
(福祉施設でのショートステイ)

家庭における介護が一時的に困難になったときなどに、福祉施設に短期間滞在し、食事や着替え、入浴などの日常生活の介護やレクリエーション等を受けるサービスです。滞する部屋の種類によって利用料金が異なります。

<自己負担の目安>

1日あたり	多床室 (定員二人以上)	従来型個室 リビング併設 なしの個室	ユニット型個室 リビング併設の 個室
要介護1	656円	656円	766円
要介護2	732円	732円	840円
要介護3	811円	811円	922円
要介護4	887円	887円	999円
要介護5	962円	962円	1,074円



要支援1・2の方

介護予防短期入所生活介護

家庭における介護が一時的に困難になったときなどに、福祉施設に短期間滞在し、生活機能の低下を招かないようにサービスが提供されます。



<自己負担の目安>

1日あたり	多床室 (定員二人以上)	従来型個室 リビング併設 なしの個室	ユニット型個室 リビング併設の 個室
要支援1	491円	491円	576円
要支援2	611円	611円	714円



要介護1～5の方

短期入所療養介護  
(老健施設・病院等でのショートステイ)

家庭における介護が一時的に困難になったときなどに、介護老人保健施設や医療施設等に短期間滞在し、医師や看護師、理学療法士などから、医学的管理のもと、機能訓練や生活支援などを受けるサービスです。滞する部屋の種類によって利用料金が異なります。

<自己負担の目安>

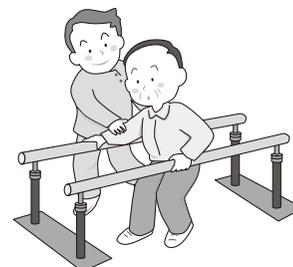
1日あたり	多床室 (定員二人以上)	従来型個室 リビング併設 なしの個室	ユニット型個室 リビング併設の 個室
要介護1	890円	808円	897円
要介護2	944円	859円	947円
要介護3	1,012円	927円	1,017円
要介護4	1,069円	984円	1,076円
要介護5	1,128円	1,041円	1,132円



要支援1・2の方

介護予防短期入所療養介護

家庭における介護が一時的に困難となったときなどに、介護老人保健施設や医療施設等に短期間滞在し、医師や看護師、理学療法士などから、医学的管理のもと、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを受けるサービスです。



<自己負担の目安>

1日あたり	多床室 (定員二人以上)	従来型個室 リビング併設 なしの個室	ユニット型個室 リビング併設の 個室
要支援1	658円	621円	669円
要支援2	830円	779円	846円



◇送迎サービスを利用した場合は、片道 198 円～201 円が加算されます。  
 ◇オムツ代は介護保険に含まれます。  
 ※食費・部屋代は国が示す標準的な金額です。具体的な料金は各施設にお問い合わせください。(情-35 ページ)  
 ※収入の少ない方には、食費や部屋代が軽減される制度があります。(情-35、情-38 ページ)

- 1 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。
- 2 報酬改定等に伴い自己負担額が変わる場合があります。

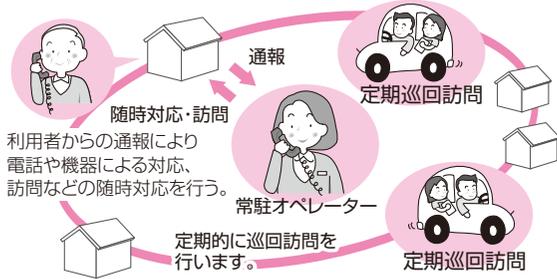
**密着** 地域密着型サービス…地域密着型サービスは原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

# 24時間対応で利用できるサービス

要介護1～5の方(要支援1・2の方は利用できません)

## 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 密着

24時間訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応・訪問を行うサービスです。利用できる事業所は原則1か所のみです。



### <自己負担の目安>

1か月あたり

	介護・看護利用	介護利用
要介護1	8,836円	6,056円
要介護2	13,804円	10,809円
要介護3	21,071円	17,948円
要介護4	25,974円	22,704円
要介護5	31,468円	27,458円

要介護1～5の方

要支援1・2の方

## 小規模多機能型居宅介護 密着

## 介護予防小規模多機能型居宅介護 密着

利用者の住み慣れた地域で、事業所への通いサービスを中心に、スタッフが利用者宅を訪問したり、事業所に宿泊したりすることができるサービスです。

訪問や宿泊のサービスは、通いでなじみのあるスタッフにより提供されます。利用料は1か月単位の定額料金(別途、宿泊費等がかかります)で、利用できる事業所は1か所のみです。なお、このサービスを利用している間は、訪問介護(ホームヘルプ)や通所介護(デイサービス)、短期入所生活介護・療養介護(ショートステイ)など一部の居宅サービスと他の地域密着型サービスの利用はできません。また、ケアプランについては、事業所に所属しているケアマネジャーが作成します。



### <自己負担の目安>

1か月あたり

要介護1	11,379円
要介護2	16,723円
要介護3	24,327円
要介護4	26,849円
要介護5	29,604円

- 食費
- 宿泊費
- 日常生活費など

### <自己負担の目安>

1か月あたり

要支援1	3,754円
要支援2	7,586円

- 食費
- 宿泊費
- 日常生活費など

要介護1～5の方(要支援1・2の方は利用できません)

## 看護小規模多機能型居宅介護 (旧名称：複合型サービス) 密着

事業所への「通い」によるサービスを中心に、利用者の状況や希望により、「訪問」、「宿泊」サービスを柔軟に提供する小規模多機能型居宅介護と、訪問看護を組み合わせたサービスです。利用できる事業所は原則1か所のみです。また、ケアプランについては、事業所に所属しているケアマネジャーが作成します。



○登録者数 最大29人 ○通いの利用者 最大18人  
○宿泊の利用者 最大9人

どのサービスを利用してもなじみの職員によるサービスが受けられる

### <自己負担の目安>

1か月あたり

要介護1	13,543円
要介護2	18,948円
要介護3	26,636円
要介護4	30,210円
要介護5	34,172円

- 食費
- 宿泊費
- 日常生活費など

- 1 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。
- 2 報酬改定等に伴い自己負担額が変わる場合があります。

**密着** 地域密着型サービス…地域密着型サービスは原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

利用できるサービス

# 生活環境を整えるサービス

要介護1～5の方

## 福祉用具貸与(レンタル)

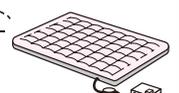
日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。

要支援1・2の方

## 介護予防福祉用具貸与(レンタル)

介護予防につながる自立した生活を送れるよう福祉用具の貸与が受けられます。

貸与の対象(13種類) ■介護付有料老人ホームやグループホームにお住まいの場合は、原則として利用できません。

<p><b>① 車いす</b> *自走用、介助用、普通型電動車いす</p> 	<p><b>② 車いす付属品</b> *クッション、電動補助装置等</p> 	<p><b>③ 特殊寝台</b> *背の角度を調整できるもの、ベッドの高さを調整できるもの等</p> 	<p><b>④ 特殊寝台付属品</b> 移動用バー、マットレス、サイドレール、テーブル、介助用ベルト、スライディングボード・マット</p> 	
<p><b>⑤ 床ずれ防止用具</b> *エアマット、ウォーターマット等</p> 	<p><b>⑥ 体位変換器</b> *起き上がり補助装置等含む</p> 	<p><b>⑦ 認知症老人徘徊感知機器</b> *離床センサー等含む</p> 	<p><b>⑧ 移動用リフト</b> *階段移動用リフト等含む</p> 	
<p><b>⑨ 自動排泄処理装置</b> *交換可能部品を除く</p> 	<p>※①～⑧は一定の例外となる場合を除き、要支援1・2、要介護1の方は利用できません。 ※⑨自動排泄処理装置のうち便を吸引する機能がある装置については、一定の例外となる場合を除き、要支援1・2、要介護1～3の方は利用できません(尿を吸引する装置は利用できます)。</p>			<p><b>⑩ 手すり</b> *取付けに工事不要のもの</p> 
<p>令和6年4月以降、レンタルと購入を選択できます。</p>		<p><b>⑪ スロープ</b> *取付けに工事不要のもの</p> 	<p><b>⑫ 歩行者</b> *購入は、車輪のあるものを除く</p> 	<p><b>⑬ 歩行補助つえ</b> *購入は、松葉づえを除く</p> 

<自己負担の目安>

貸与金額の1割(一定以上の所得がある場合は2割または3割) ※貸与金額は、用具の種類・品目、業者によって異なります。

要介護1～5の方

## 特定福祉用具販売(購入)

日常生活の自立を助けるため、特定の種類の福祉用具を指定事業者から購入した場合に購入費の一部が払い戻されます。

要支援1・2の方

## 特定介護予防福祉用具販売(購入)

日常生活の自立を助けるため、特定の種類の福祉用具を指定事業者から購入した場合に購入費の一部が払い戻されます。

購入の対象(9種類) ■指定事業者からの購入でなければ払戻しが受けられません。  
■介護付有料老人ホームやグループホームにお住まいの場合は、原則として利用できません。

<p><b>⑭ 腰掛便座</b> *便座の底上げ部材等を含む</p> 	<p><b>⑮ 自動排泄処理装置の交換可能部品</b> *レシーバー、チューブ、タンク等</p> 	<p><b>⑯ 入浴補助用具</b> *入浴用いす、浴槽内いす、入浴台・入浴介助ベルト等</p> 	<p><b>⑰ 簡易浴槽</b></p> 	<p><b>⑱ 移動用リフトのつり具</b></p> 	<p><b>⑲ 排泄予測支援機器</b></p> 
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

原則として同じ種類の場合は重複して購入できません。

<自己負担の目安>

購入金額の1割  
一定以上の所得がある場合は2割または3割

払戻し限度額: 1割負担の場合は9万円(年間)  
(購入金額が10万円を超えた場合、超えた分については全額自己負担です。)

申請に必要な書類

- ① 申請書(区役所保険年金課にて配布)
- ② 領収書
- ③ 福祉用具が必要である理由の分かるもの  
(申請書への記載、理由書、居宅サービス計画、福祉用具販売計画のいずれか)
- ④ 当該福祉用具のパフレット等(福祉用具の概要が記載されている書類)  
※排泄予測支援機器は、上記①～④のほか、医学的な所見の確認書面や排泄予測支援機器確認調書が必要です。

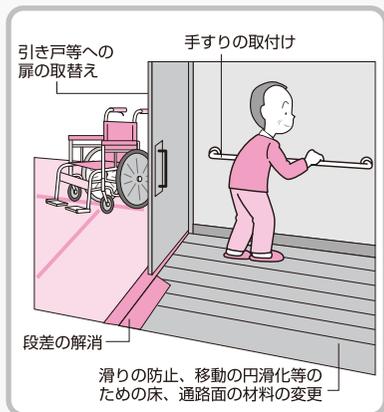
要介護1～5の方

要支援1・2の方

住宅改修

介護予防住宅改修

在宅の要介護者等が、自宅で生活を続けられるように住宅の改修を行った場合に、20万円を限度に払った金額の一部が払い戻されます。



対象となる工事

- ①手すりの取付け
- ②段差又は傾斜の解消
- ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床、通路面の材料の変更
- ④引き戸などへの扉の取替え(扉の撤去、扉の新設 [取替えに比べ費用が低廉な場合]を含む)
- ⑤和式便器などから洋式便器への便器の取替え
- ⑥上記①～⑤の工事に付帯して必要と認められる工事
  - ・手すり取付けのための壁の下地補強
  - ・浴室、便所工事に伴う給排水設備の工事
  - ・スロープ設置に伴う転落、脱輪防止のための柵等の設置
  - ・扉取替えに伴う壁又は柱の改修 など

申請に必要な書類 (受領委任払いでない場合)

【 工事前 】

- ①申請書 (区役所保険年金課にて配布)
- ②見積書及び見積額内訳書
- ③住宅改修が必要な理由書 (ケアマネジャーが作成。いない場合は区役所高齢・障害支援課に相談してください。)
- ④工事施工前の写真
- ⑤住宅改修後の完成予定の状態が分かるもの(写真・図など)
- ⑥住宅改修に関する承諾書及び賃貸契約書の写し (お住まいが借家の場合)

【 工事完成後 】

- ①領収書及び工事内訳書
- ②改修後の写真

- (1)工事を始める前に、申請書類を揃えて区役所保険年金課に申請します。保険年金課より発行される『住宅改修に関するお知らせ』を受け取った後に工事を開始します。
- (2)工事完了後、いったん費用の全額を事業者を支払った後、領収書等必要な書類を添えて区役所保険年金課に提出し保険給付分が払い戻されます。

■有料老人ホームやグループホーム、サービス付き高齢者向け住宅など高齢者向けの施設・住居にお住まいの場合は、原則として利用できません。

受領委任払い制度について

住宅改修は、利用者が費用の全額(保険給付分+自己負担分)をいったん支払い、後から限度額の範囲内で、一部(保険給付分)の払戻しを受ける仕組みですが、横浜市では自己負担分のみを事業者を支払うだけで改修ができる、受領委任払いの制度があります。

この制度は市に登録した住宅改修事業者の行う改修が対象です。登録事業者の名簿は、横浜市のホームページに掲載しています。また、区役所高齢・障害支援課及び保険年金課でも閲覧できます。

横浜市介護保険住宅改修 名簿

検索

<自己負担の目安>

改修費用の1割(一定以上の所得がある場合は2割または3割) 払戻し限度額:1割負担の場合は18万円

※改修費用の限度額は現住宅につき20万円です。

転居した場合や「介護の必要の程度(※)」が3段階以上上がった場合は、再度利用できます(限度額20万円)。

(※)要介護1と要支援2は同じ段階とみなします。